



長津田総合法務事務所グループ



# 長津田ハッピー通信

～2014年11月号（第18号）～

住所 〒226-0027

横浜市緑区長津田5-1-13

電話 045-988-0157 FAX 045-988-0158

## 保険活用編

0(▽)0

### 第三回生命保険②

「お金」に関する様々な情報を提供します！

### ファイナンシャルプランナー中嶋の目⑬

平成27年1月1日「相続税法の改正」となります。この税制改正に伴い、マスコミ等で盛んに「相続」に関する情報が飛び交っております。

このような情報は整理し活用しないと、情報過多で逆にどうしたら良いか混乱するだけです。注意が必要です。

今回からは「相続対策」として有効活用出来る生命保険のお話をさせていただきます。

そもそも今回の相続税改正では、何が問題なんでしょうか？一番ポイントになるのは、「相続税の基礎控除」が引き下げられる事に

### 相続対策に活用できる保険①

あります。基礎控除は平成26年末日までは、 $5,000万 \times (1,000万 \times 法定相続人数)$ だったのが、 $3,000万 \times (600万 \times 法定相続人数)$ となります。

例えば亡くなった方(被相続人)の相続財産評価が7,000万円、相続人が3名だったとします。平成26年までの基礎控除額は $5,000万 \times (1,000万 \times 3名) = 8,000万$ となります。よって7,000万-8,000万でマイナスとなりますので相続税はかかりません。

平成27年1月1日以降の基礎控除は $3,000万 \times (600万 \times 3名) = 4,800万$ となります。よって7,000万-4,800万=2,200万円に対して相続税がかかります。

単純にこの2,200万に相続税がかかるとすると $2,200万円 \times 15\% = 50万 = 280万$ となります。

基礎控除が下がった事により、今までは相続税の対象ならなかった方が、相続税実際がかかるようになってしまうのです。(次号へ続く)

## 相続・遺言・住宅ローンのご相談は・・・



司法書士法人長津田総合法務事務所



専用ダイヤル0120-631-052

## 11月15日・16日みどりアートパークにて 2014年最後の「相続相談会」を実施！！

さる11月15日(土)・16日(日)に地元長津田の「みどりアートパーク」にて今年最後の相談会を行いました。

両日とも「YMG林会計」様のご協力を頂きました。2015年1月1日の「相続税改正」が目前に迫り、大々的な広告をしなかったにも関わらず、多くのお客様にご来場頂きました。

お客様にはグループ全体でフォローをさせていただきます。

次回は1月17日、18日「グランベリーモール」での開催となります。

次号で詳細をお知らせさせていただきます。



## 10月より町内清掃をはじめました！！

日頃お世話になっている長津田駅前地区の住民の皆様、商店街の皆様のお役に立てればというグループの総意により、10月より駅前周辺の清掃を開始しました。(毎月第二火曜日予定)

これからは「地域貢献」を行う事で、地元である「長津田」の発展につくしたいと考えております。



## 10月25日軒下で相談会を実施！！



10月25日(土)初の試みとして、あざみ野駅近くのドラッグストアの軒下をお借りし、ミニ相談会を実施しました。全国の司法書士事務所としても初？の出来事ではないでしょうか？

当日はチラシを配布させて頂き、後日の相談会の予約を頂きました！！

### 編集後記

今年も残りか月。11月中旬に入り、急に寒くなって参りました。次回号の発行日は年の瀬となります。良い新年を迎える為にも、お体ご自愛下さい。(担当 FP 中嶋 康仁)